各種規定改定のお知らせ

2025年12月25日

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
2026年1月1日より、不正なアクセスや不正口座売買等の検知、被害の未然防止によりお客さまの大切なご預金をお守りすることを目的に、下記規定を改定いたしますので、お知らせいたします。
※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 規定の改定日　2026年1月1日

2. 改定する規定　「西武インターネットバンキングサービス利用規定」
「西武ビジネスWebサービス利用規定」
「西武外為インターネットバンキングサービス利用規定」
「西武ファームバンキングサービス利用規定」
「当座勘定規定（一般用）」
「当座勘定規定（専用約束手形口用）」
「普通預金規定」
「貯蓄預金規定」
「納税準備預金規定」
「総合口座取引規定」
「西武通知預金規定」
「定期預金共通規定」
「定期預金共通規定（財形）」
「定期積金規定」
「東京プライベートネット支店取引規定」
「西武しんきんアプリ利用規定」
「外貨普通預金（ステートメント口）規定」
「外貨通知預金規定」
「外貨定期預金規定」

3. 改定内容　・利用停止事由および解約事由の追加
・ご契約者情報の取扱い事由の追加
（詳細は以下の新旧対照表をご参照ください）

西武インターネットバンキングサービス利用規定　新旧対照表

改定後	改定前
1. 第1条～第12条（省略） 第13条　利用停止など お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。	第1条～第12条（省略） ＜追加＞

改定後	改定前
1.本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 2.お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合 3.お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合	
第14条　解約等 1.～3.(省略) 4.お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。 (1)～(7)(省略) (8)本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (9)お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合 (10)お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合 5.～6.(省略)	第13条　解約等 1.～3.(省略) 4.お客さまに以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。 (1)～(7)(省略) <追加> 5.～6.(省略)
第15条　顧客情報の取扱い 本サービスの利用に関し、当金庫はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当金庫は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。	<追加>
第16条　移管(省略) 第17条　契約期間(省略) 第18条　譲渡・質入れの禁止(省略) 第19条　準拠法・合意管轄(省略)	第14条　移管(省略) 第15条　契約期間(省略) 第16条　譲渡・質入れの禁止(省略) 第17条　準拠法・合意管轄(省略)

西武ビジネスWebサービス利用規定　新旧対照表

改定後	改定前
第1条～第13条（省略） 第14条　利用停止など お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 1.本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 2.～3.（省略） 第15条　解約など 1.～3.（省略） 4.お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。 （1）～（7）（省略） （8）本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 （以降省略）	第1条～第13条（省略） 第14条　利用停止など お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 1.本サービスが＜追加＞法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 2.～3.（省略） 第15条　解約など 1.～3.（省略） 4.お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。 （1）～（7）（省略） （8）本サービスが＜追加＞法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 （以降省略）

西武外為インターネットバンキングサービス利用規定　新旧対照表

改定後	改定前
第1条～第20条（省略） 第21条【利用停止】 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 1.本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 2.契約者が当金庫に届け出た事項（本サービスに関連して届け出た事項に限られません）の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合 3.契約者が当金庫に預託した資産（本サービスに関連して預託した資産に限られません）の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合	第1条～第20条（省略） ＜追加＞

改定後	改定前
第22条【解約等】 1.(省略) 2.1)～10)(省略) 11)本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含む)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 12)契約者が当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限らない)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合、またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合 13)契約者が当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限らない)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合 3.～4.(省略) 第23条【譲渡・質入れ等の禁止】 第24条【契約期間】 第25条【契約者情報の取扱い】 1.(省略) 2.〔契約者情報の取扱い〕 当金庫は、本サービスから得た契約者情報を正当な理由なく、第三者に提供、預託、開示、漏洩しません。本サービスの利用に関し、当金庫は契約者の情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他の第三者に処理させることができるものとします。また、当金庫は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、契約者の情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。 第26条【準拠法と合意管轄】	第21条【解約等】 1.(省略) 2.1)～10)(省略) <追加> 3.～4.(省略) 第22条【譲渡・質入れ等の禁止】 第23条【契約期間】 第24条【契約者情報の取扱い】 1.(省略) 2.〔契約者情報の取扱い〕 当金庫は、本サービスから得た契約者情報を正当な理由なく、第三者に提供、預託、開示、漏洩しません。 <追加> 第25条【準拠法と合意管轄】

西武ファームバンキングサービス利用規定　新旧対照表

改定後	改定前
第1条～第13条(省略) 第14条　利用停止など お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 1. 本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合	第1条～第13条(省略) <追加>

改定後	改定前
2. お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合 3. お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合 第15条　解約など 1. ～2. (省略) 3. お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。 (1)～(7)(省略) (8)本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (9)お客さまが当金庫に届け出た事項(本サービスに関連して届け出た事項に限られません)の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当金庫が判断した場合 (10)お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合 4. (省略) 第16条　顧客情報の取扱い　(省略) 第17条　移管 <削除> サービス利用口座が店舗の統廃合等、当金庫の都合で移管された場合、原則として本契約は新しい取引店に移されます。ただし、お客さまに連絡の上個別の対応とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 第18条　契約期間　(省略) 第19条　譲渡・質入れの禁止　(省略) 第20条　準拠法・合意管轄　(省略)	第14条　解約など 1. ～2. (省略) 3. お客さまに以下の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでもお客さまに連絡することなく、この契約を解約することができるものとします。 (1)～(7)(省略) <追加> 4. (省略) 第15条　顧客情報の取扱い　(省略) 第16条　移管 1. サービス利用口座をお客さまの都合で移管する場合、本サービスの契約は解約となりますので、新たに移管後の口座で契約をし直してください。 2. サービス利用口座が店舗の統廃合等、当金庫の都合で移管された場合、原則として本契約は新しい取引店に移されます。ただし、お客さまに連絡の上個別の対応とさせていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。 第17条　契約期間　(省略) 第18条　譲渡・質入れの禁止　(省略) 第19条　準拠法・合意管轄　(省略)

当座勘定規定(一般用)　新旧対照表

改定後	改定前
第1条～24条　(省略) 第25条　解約 (1)(省略)	第1条～24条　(省略) 第25条　解約 (1)(省略)

改定後	改定前
(2)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第22条に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (以降省略)	(2)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第22条に違反した場。 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (以降省略)

当座勘定規定(専用約束手形口用) 新旧対照表

改定後	改定前
第1条～第21条 (省略) 第22条 解約 (1)～(5) (省略) (6)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①～② (省略) ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (以降省略)	第1条～第21条 (省略) 第22条 解約 (1)～(5) (省略) (6)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①～② (省略) ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (以降省略)

普通預金規定 新旧対照表

改定後	改定前
1～11 (省略) 12. 解約等 (1) ～(2) (省略)	1～11 (省略) 12. 解約等 (1) ～(2) (省略)

改定後	改定前
(3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (以降省略)	(3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (以降省略)

貯蓄預金規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～12（省略） 13. 解約等 (1)～(2)（省略） (3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①～②（省略） ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (以降省略)	1～12（省略） 13. 解約等 (1)～(2)（省略） (3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①～②（省略） ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 (以降省略)

納税準備預金規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～12（省略） 13. 解約等 (1)～(2)（省略）	1～12（省略） 13. 解約等 (1)～(2)（省略）

改定後	改定前
(3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①（省略） ②この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 （以降省略）	(3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①（省略） ②この預金の預金者が前条第1項に違反した場合 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合 （以降省略）

総合口座取引規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～13（省略） 14. 解約等 (1)～(2)（省略） (3)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 ④～⑦（省略） (4)①～③（省略） ④前第2項から第4項に基づく解約をした場合に、第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 （以降省略）	1～13（省略） 14. 解約等 (1)～(2)（省略） (3)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 ②この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合。 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ④～⑦（省略） (4)①～③（省略） ④前2項、前3項に基づく解約をした場合に、第15条の差引計算等により、なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ、当金庫に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 （以降省略）

西武通知預金規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～3（省略） 4. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は、第5条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 5. 預金の解約 （1）～（2）（省略） （3）次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合 ⑥第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合 （4）前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①～③（省略） （5）前第3項から第4項によりこの預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この証書等とともに）当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 （以降省略）	1～3（省略） 4. 反社会的勢力との取引拒絶 この預金口座は、第5条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。 5. 預金の解約 （1）～（2）（省略） <追加> （3）次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①～③（省略） <追加> （以降省略）

定期預金共通規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～2（省略） 3. 預金の解約、書替継続 （1）～（4）（省略） （5）次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合 ⑥第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合 （6）前項のほか、次の各号に一でも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為	1～2（省略） 3. 預金の解約、書替継続 （1）～（4）（省略） ＜追加＞ （5）前項のほか、次の各号に一でも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為

改定後	改定前
(7)前第5項から第6項によりこの預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (以降省略)	(6)前項によりこの預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (以降省略)

定期預金共通規定(財形)規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～2 (省略) 3. 預金の解約、書替継続 (1) ～(4) (省略) (5)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この預金の預金者が第7条第1項に違反した場合 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合 ⑥第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合 (6)前項のほか、次の各号に一でも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合	1～2 (省略) 3. 預金の解約、書替継続 (1)～(4) (省略) <追加> (5)前項のほか、次の各号に一でも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

改定後	改定前
②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (7)前第5項から第6項によりこの預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (以降省略)	②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (6)前項によりこの預金が解約され残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (以降省略)

定期積金規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～8（省略） 9. 解約 (1)この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書等とともに当金庫に提出してください。 (2)前1項の規定にかかわらず、本規定に定める積金の名義人に相続が開始した後(当金庫が積金名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が1人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 (3)次の各号の一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。	1～8（省略） 9. 解約 (1)この積金を解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの証書等とともに当金庫に提出してください。 (2)前1項の規定にかかわらず、本規定に定める積金の名義人に相続が開始した後(当金庫が積金名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が1人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。 <追加>

改定後	改定前
①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 ②この積金の預金者が第13条第1項に違反した場合 ③この積金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合 ⑤この積金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合 ⑥第1号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合 (4)前項のほか、次の各号に一にでも該当し、この積金を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの積金契約を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。 ①積金契約者が契約申込時または預金口座取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (5)前第3項から第4項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (以降省略)	(3)前項のほか、次の各号に一にでも該当し、この積金を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの積金契約を停止し、または積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。 ①積金契約者が契約申込時または預金口座取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 ②積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合 A. 暴力団 B. 暴力団員 C. 暴力団準構成員 D. 暴力団関係企業 E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 F. その他前各号に準ずる者 ③積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合 A. 暴力的な要求行為 B. 法的な責任を超えた不当な要求行為 C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為 E. その他前各号に準ずる行為 (4)前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄(当金庫所定の払戻請求書)に届出の印章により、記名押印して(この証書等とともに)当金庫に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。 (以降省略)

東京プライベートネット支店取引規定　新旧対照表

改定後	改定前
第1条～第19条（省略） 第20条　解約 1. ～6.（省略） 7. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当金庫は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。 （1）～（6）（省略） （7）この預金口座等がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 （以降省略）	第1条～第19条（省略） 第20条　解約 1. ～6.（省略） 7. お客さまについて次の各号の事由が一つでも生じた場合、当金庫は当店とのすべての取引を停止し、またはお客さまに通知することにより当店とのすべての取引を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出の住所・氏名にあてて発信した時に解約されたものとします。この停止または解約によって生じた損害について、当金庫は責任を負いません。 （1）～（6）（省略） （7）この預金口座等が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき （以降省略）

西武しんきんアプリ利用規定　新旧対照表

改定後	改定前
第1条～第15条（省略） 第16条 利用停止など 1. お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 （1）本アプリで開設された口座の事業利用が発覚するなど、お客さまが本規定に違反したとき （2）本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 （3）～（7）（省略） 第17条 サービスの終了 1. お客さまによる解約 お客さまは、当金庫所定の手続きをとることで、いつでも本サービスを解約することができます。	第1条～第15条（省略） 第16条 利用停止など 1. お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。 （1）本アプリで開設された口座の事業利用が発覚するなど、お客さまが本規定に違反したとき （2）本サービスが＜追加＞法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 （3）～（7）（省略） 第17条 サービスの終了 1. お客さまによる解約 お客さまは、当金庫所定の手続きをとることで、いつでも本サービスを解約することができます。

改定後	改定前
2. 当金庫からの解約 お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約できるものとします。 (1)～(6)（省略） (7)本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (8)(省略) (9)お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合、本サービスがオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (以降省略)	2. 当金庫からの解約 お客さまに以下の各号の事由がひとつでも生じたときには、当金庫はいつでも、お客さまに事前に通知することなく本サービスを解約できるものとします。 (1)～(6)（省略） (7)本サービスが<追加>法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (8)(省略) (9)お客さまが当金庫に預託した資産(本サービスに関連して預託した資産に限られません。)の全部または一部につき、犯罪行為によるなど不正に取得した疑いがあると当金庫が判断した場合、本サービスが<追加>法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます。)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合 (以降省略)

外貨普通預金(ステートメント口)規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～11（省略） 12.(解約等) (1)この預金口座を解約する場合には、当金庫に申出てください。 (2)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① ～②（省略） ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等(マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます)や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合。 (以降省略)	1～11（省略） 12.(解約等) (1)この預金口座を解約する場合には、当金庫に申出てください。 (2)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ① ～②（省略） ③ここの預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 (以降省略)

外貨通知預金規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～9（省略） 10.（解約） （1）～（2）（省略） （3）次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 ②この預金の預金者が第 8 条第1項に違反した場合。 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合。 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合。 ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合。 ⑥第 1 号から第5号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合。 （以降省略）	1～9（省略） 10.（解約） （1）～（2）（省略） （3）次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。 なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 ②この預金の預金者が第 8 条第1項に違反した場合。 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 <追加> ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合。 ⑤第 1 号から第 4 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合。 （以降省略）

外貨定期預金規定　新旧対照表

改定後	改定前
1～2（省略） 3.（利息） （1）この預金の利息は、外貨定期預金証書記載の期間および利率によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、解約日または書替継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。 （2）～（3）（省略） 4～10（省略）	1～2（省略） 3.（利息） （1）この預金の利息は、外貨定期預金証書記載の期間および利率によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。 （2）～（3）（省略） 4～10（省略）

改定後	改定前
11.（解約、書替等） （1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 （2）この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出してください。 （3）次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 ②この預金の預金者が第 9 条第1項に違反した場合。 ③この預金がオンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令等（マネー・ローンダリング、テロ資金供与にかかる内外法令等を含みます）や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当金庫が判断した場合。 ④法令で定める本人確認等における確認事項、および当金庫からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合。 ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合。 ⑥第 1 号から第 5 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合。 （以降省略）	11.（解約、書換等） （1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 （2）この預金を解約または書換継続するときは、証書裏面の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出してください。 （3）次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。 ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。 ②この預金の預金者が第 9 条第1項に違反した場合。 ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ＜追加＞ ④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合。 ⑤第 1 号から第 4 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合。 （以降省略）

以上